

正誤表

「令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 募集案内」記載内容に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
<p>令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 募集案内 3頁</p>	<p>なお、本事業では、上記のようなプログラムを「生活」に関する教育プログラムと呼び、「日本語教育の参照枠」におけるB1レベルを到達レベルとするものとします(参考3)。</p>	<p>この考え方については、「6. 補助対象事業」<u>「Ⅱ 補助対象経費の3分の2の額を補助金の上限とする場合」</u>を御覧ください。 なお、本事業では、上記のようなプログラムを「生活」に関する教育プログラムと呼び、「日本語教育の参照枠」におけるB1レベルを到達レベルとするものとします(参考3)。 <u>具体的な内容は、「6. 補助対象事業」<u>「(3)「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組」(必須の取組あり)</u>を御覧ください。</u></p>
<p>令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 募集案内 5頁</p>	<p>Ⅱ 補助対象経費の3分の2の額を補助金の上限とする場合 「4. 実施計画の策定」<u>「(3)令和6年度の実施計画の検討にあたって」<u>「②日本語教育の参照枠に基づく(後略)</u></u></p> <p>○補助事業者が実施(または間接補助事業者と連携して実施)する場合 ・(前略)<u>「②日本語教育の参照枠に基づく(後略)</u></p>	<p>Ⅱ 補助対象経費の3分の2の額を補助金の上限とする場合 「4. 実施計画の策定」<u>「(3)令和7年度の実施計画の検討にあたって」<u>「③日本語教育の参照枠に基づく(後略)</u></u></p> <p>○補助事業者が実施(または間接補助事業者と連携して実施)する場合 ・(前略)<u>「③日本語教育の参照枠に基づく(後略)</u></p>